

事務連絡  
平成18年2月15日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### モニタリング検査の強化について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、輸入者による自主検査の結果、中国産蜂の子加工品において食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降輸入される下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

### 記

- 1 対象食品  
中国産蜂の子加工品
- 2 検査項目  
テトラサイクリン系抗生物質

#### (参考) 違反事例

1. 品名：蜂の子粉末
2. 生産国：中国
3. 製造者：ZHEJIANG MEDICINES&HEALTH PRODUCTS IMPORT & EXPORT CO.,LTD.
4. 検査結果：オキシテトラサイクリン 0.14ppm, テトラサイクリン 0.05ppm 検出
5. 検疫所：福岡検疫所福岡空港検疫所支所  
(届出受付番号：第94000819481号1欄)